

由良町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

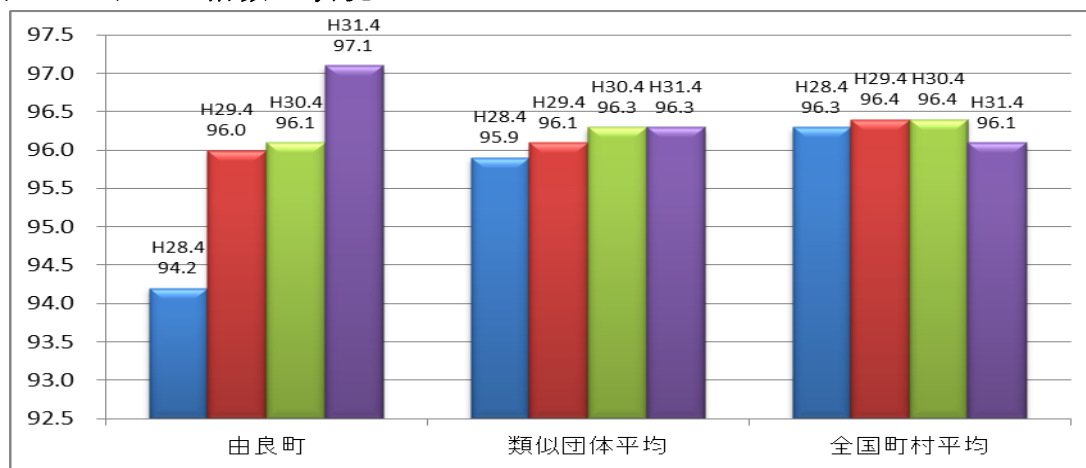
区分	住民基本台帳人口 (平成31年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成29年度の人件費率
平成30年度	人 5,678	千円 3,680,035	千円 53,013	千円 505,415	% 13.7	% 14.8

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体 平均一人当たり 給与費
		給料	職員手当	慰・勲・給	計 B		
平成30年度	人 59	千円 190,744	千円 23,540	千円 75,101	千円 289,385	千円 4,905	千円 5,517

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成30年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数である。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 平成31年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

①に該当するが、その主な理由は「経験年数階層の変動」である。

適正な定員管理を行うことにより、今後は特に大きな変動はない見込みである。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[**実施** 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。若年層については、引下げなし。高齢層（3級以上の級の高位号給）については、最大4%程度引下げ。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）の実施。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成31年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
由良町	36.5歳	270,300円	304,649円	291,646円
和歌山県	43.6歳	330,037円	411,466円	369,675円
国	43.4歳	329,433円	—	411,123円
類似団体	41.4歳	304,003円	360,345円	328,916円

② 技能労務職（用務員）

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
由良町	54.9歳	2人	249,150円	262,900円	259,650円	用務員	55.6歳	211,600円	1.24
和歌山県	56.2歳	28人	330,879円	357,437円	348,521円	—	—	—	—
国	50.9歳	2,431人	287,312円	—	329,380円	—	—	—	—
類似団体	49.7歳	4人	278,130円	304,940円	289,621円	—	—	—	—

区分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
由良町	4,231,338円	2,883,400円	1.47

(2) 職員の初任給の状況（平成31年4月1日現在）

区 分		由良町	和歌山県	国
一般行政職	大学卒	180,700円	187,200円	180,700円
	高校卒	148,600円	153,000円	148,600円
技能労務職	高校卒	146,000円	150,700円	—
	中学卒	138,000円	138,000円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成31年4月1日現在）

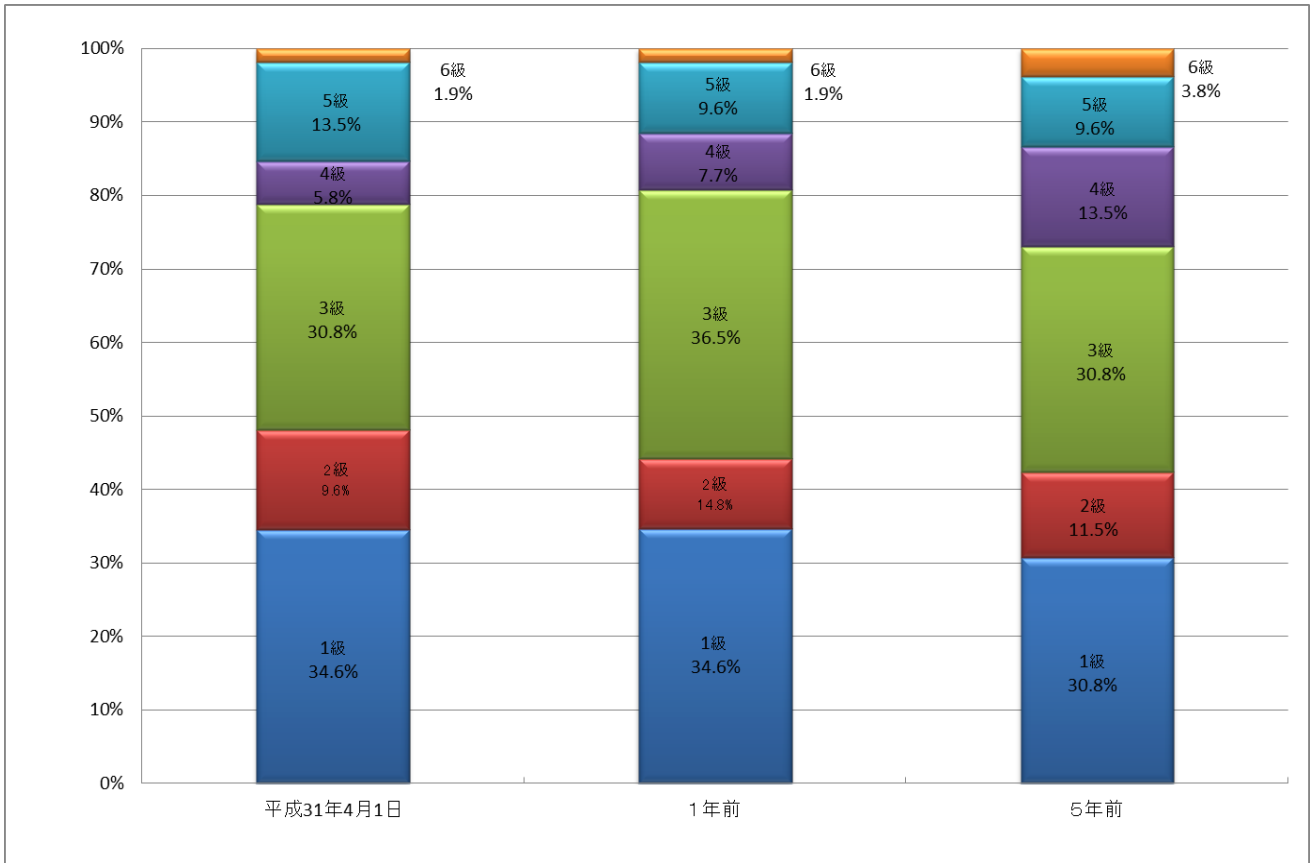
区 分		経験年数10年以上15年未満	経験年数15年以上20年未満	経験年数20年以上30年未満
一般行政職	大学卒	283,500円	331,300円	381,200円
	高校卒	201,000円	—	—
技能労務職	高校卒	—	239,700円	258,600円
	中学卒	—	—	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

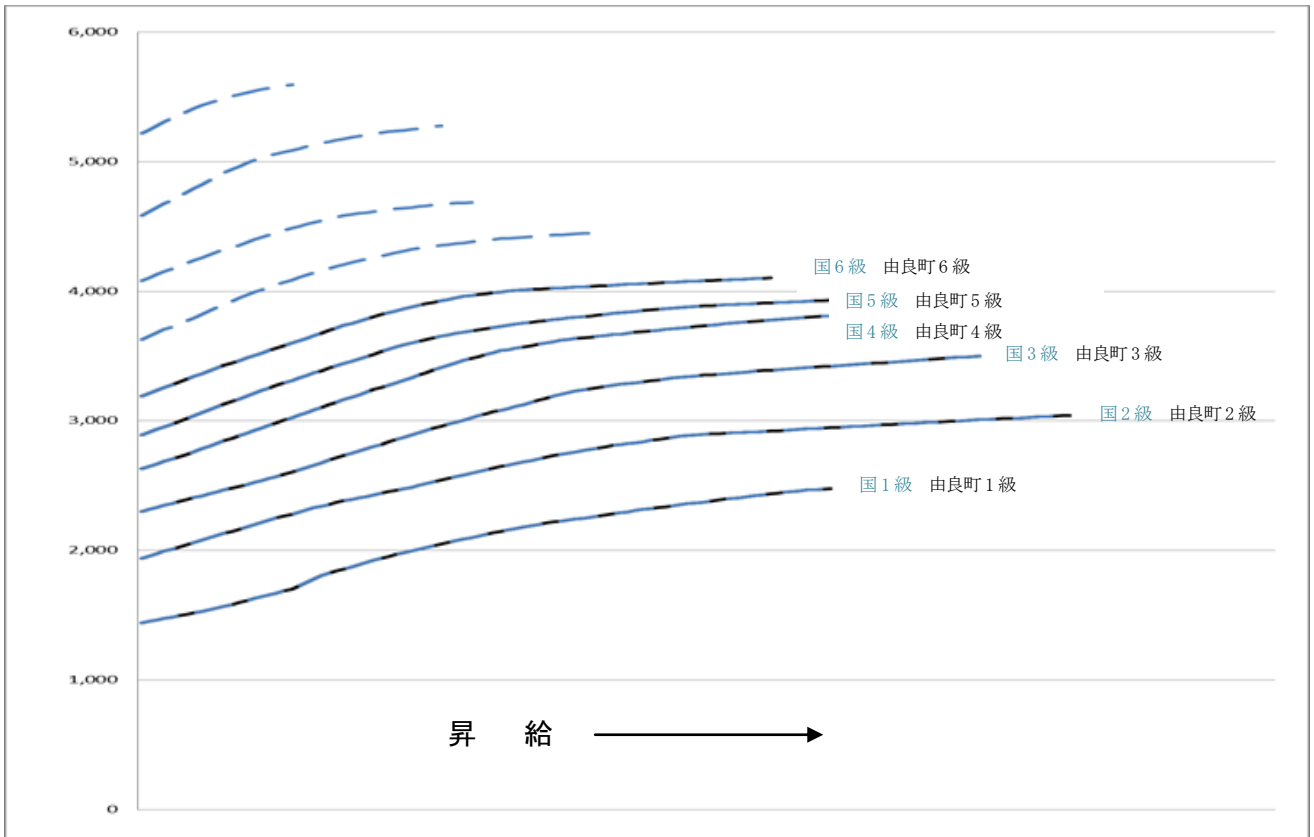
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成31年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6 級	参事	人	%	円	円
	困難な業務を行う課長	1	1.9	319,200	410,200
5 級	会計管理者	人	%	円	円
	課長 困難な業務を行う副課長	7	13.5	289,700	393,000
4 級	副課長	人	%	円	円
	課長補佐	3	5.8	264,200	381,000
3 級	主査	人	%	円	円
		16	30.8	231,500	350,000
2 級	副主査	人	%	円	円
		7	13.4	195,500	304,200
1 級	主事 技師	人	%	円	円
		18	34.6	146,100	247,600

- (注) 1 由良町職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（平成31年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（由良町）

平成 31 年 4 月 2 日から令和 2 年 4 月 1 日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分		○		○
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

由良町	和歌山県	国
1人当たり平均支給額（平成30年度） 1,308千円	1人当たり平均支給額（平成30年度） 1,676千円	—
(平成30年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.85月分 (1.45)月分 (0.90)月分	(平成30年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.85月分 (1.45)月分 (0.90)月分	(平成30年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.85月分 (1.45)月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～20%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（由良町）

平成 31 年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率		○		○
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（平成 31 年 4 月 1 日現在）

由良町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（割増率 2～4.5%）			定年前早期退職特例措置（割増率 2～4.5%）		
(退職時特別昇給 無)					
1人当たり平均支給額		8,333 千円			

(注) 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、平成 30 年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（平成 31 年 4 月 1 日現在）

制 度 な し

(4) 特殊勤務手当（平成 31 年 4 月 1 日現在）

支給実績（平成30年度決算）			－ 円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（平成30年度決算）			－ 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成30年度）			－ %	
手当の種類（手当数）			2	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成30年度決算)	左記職員に 対する支給単価
防疫手当	町職員	伝染病・家畜伝染病防疫業務	－	1 日 1,000 円
死亡人取扱手当	町職員	行旅死亡人等の死亡の収容取扱作業	－	1 日 2,000 円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（平成30年度決算）	5,905千円
職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算）	123千円
支給実績（平成29年度決算）	6,113千円
職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）	103千円

(6) その他の手当（平成31年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成30年度 決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成30年度決算)
扶養手当	○配偶者 6,500円 ○子 10,000円 ○父母等 6,500円 ○満16歳から 満22歳の子 5,000円	同じ	—	6,721千円	240,036円
住居手当	月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に対して、家賃に応じて支給 (27,000円限度)	同じ	—	3,188千円	227,714円
通勤手当	○交通機関を利用して通勤している職員に対して、月額最高55,000円 ○交通用具を利用して通勤している職員に対して、2,000円から20,900円まで、四輪の場合は2,500円から20,000円まで。	異なる	使用距離の区分及び支給額	3,253千円	70,717円
管理職手当	○参事・課長（6級）の職員に40,000円 ○課長（5級）、会計管理者の職員に30,000円 ○副課長（5級）の職員に24,000円 ○副課長（4級）の職員に20,000円 ○課長補佐の職員に18,000円	異なる	定額支給	4,800千円	320,000円
休日勤務手当	祝日法による休日等において正規の勤務時間中に勤務した職員に対して、一時間当たりの給与額×0.35×時間数	同じ	—	0千円	0円
夜勤手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に対して1時間当たりの給与額×0.25×時間数	同じ	—	0千円	0円
宿日直手当	宿日直勤務をした場合、1回につき4,200円	同じ	—	1,106千円	16,029円
管理職特別勤務手当	職務の級が4級以上の職員が週休日又は祝日法による休日等及び年末年始の休日等に勤務した場合、4時間を超えた時5,000円、4時間以下の場合、2,500円	異なる	支給単価及び時間区分	6千円	6,000円

5 特別職の報酬等の状況（平成31年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	町 長	700,000円	(参考) 類似団体における最高/最低額 870,000円 / 333,000円	
	副 町 長	590,000円	653,000円 / 360,000円	
報 酬	議 長	300,000円	365,000円 / 200,000円	
	副 議 長	250,000円	316,000円 / 168,000円	
	議 員	230,000円	301,000円 / 143,000円	
期 末 手 当	町 長	(平成30年度支給割合) 2.60月分		
	副 町 長	(平成30年度支給割合) 2.60月分		
退 職 手 当	町 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 町 長	700,000円×在職月数×0.433 590,000円×在職月数×0.258	14,548,800円 7,306,560円	在職中通算、任期毎の選択制 在職中通算、任期毎の選択制
	備 考			

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

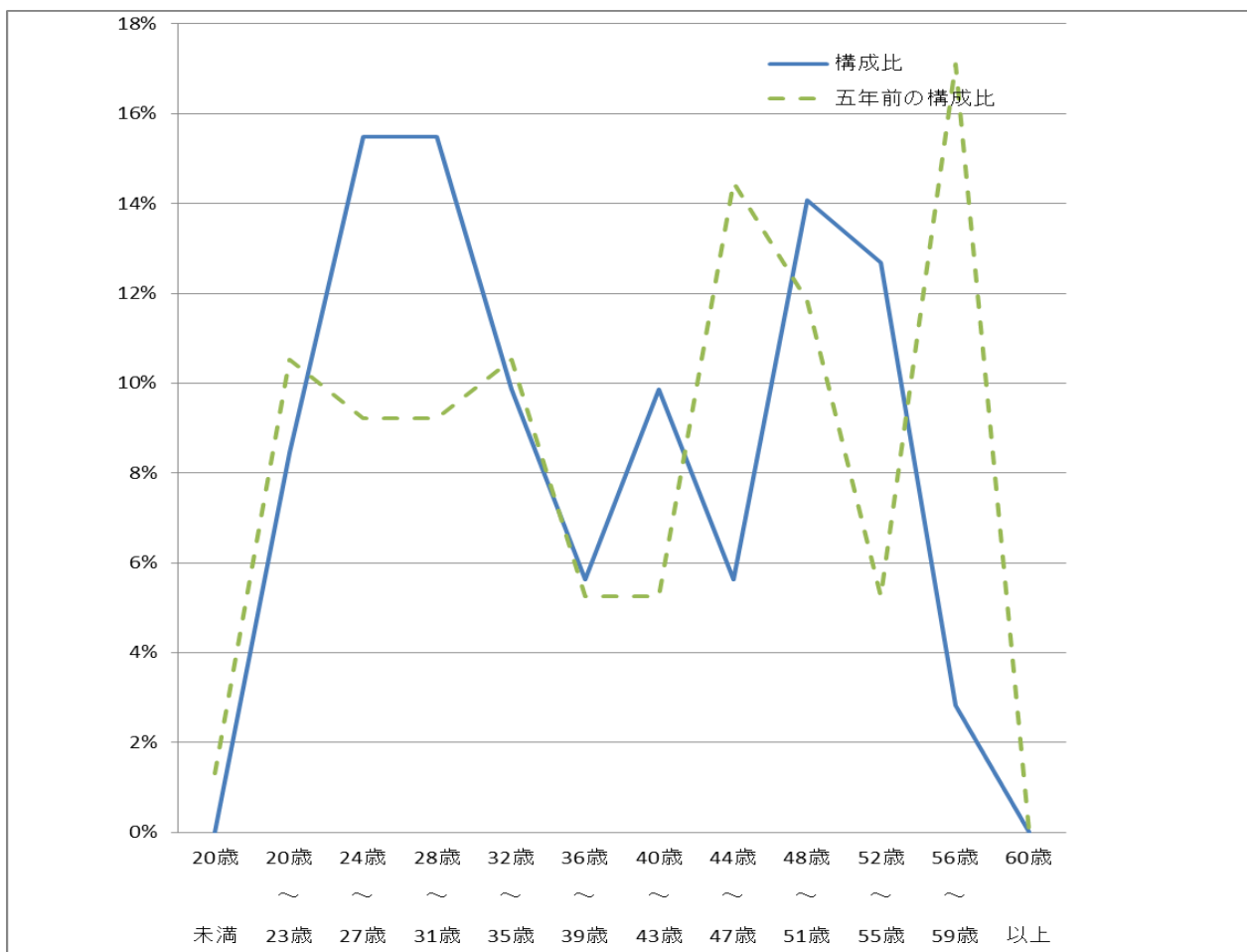
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			平成30年	平成31年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	2	2	△ 1	業 務 見 直 し に よ る 減
		総 務	16	16		
		税 務	6	6		
		民 生	8	7		
		衛 生	5	5		
		農 林 水 産	6	6		
		商 工	1	1		
土 木	6	7	1	業 務 の 増		
	計	50	50		<参考> 人口1万人当たり職員数 88.06人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 108.84人)	
	教育部門	9	9	△ 1		
	消防部門					
	小 計	59	59		<参考> 人口1万人当たり職員数 103.91人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 131.09人)	
公 営 会 企 業 部 門	水 道 下 水 道 そ の 他	水 道	4	4	△ 1 △ 1	業 務 見 直 し に よ る 減
		下 水 道	5	4		
		そ の 他	5	4		
	小 計	14	12	△ 2		
	合 計	73	71	△ 2	<参考> 人口1万人当たり職員数 125.04人	
		[100]	[100]	[]		

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成31年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	6人	11人	11人	7人	4人	7人	4人	10人	9人	2人	0人	71人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	52	51	51	51	50	50	△2(△3.8%)
教育	10	9	9	10	9	9	△1(△10%)
消防	0	0	0	0	0	0	0(0%)
普通会計計	62	60	60	61	59	59	△3(△4.8%)
公営企業等会計計	15	15	15	15	14	12	△3(△20%)
総合計	77	75	75	76	73	71	△6(△7.8%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成29年度の総費用に占める 職員給与費比率
平成30年度	千円 188,502	千円 19,689	千円 30,311	% 16.1	% 14.9

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均一 人当たり給与費
		給 料	職員手当	慰・勲賞	計 B		
平成30年度	人 4	千円 15,072	千円 2,004	千円 6,174	千円 23,250	千円 5,813	千円 6,181

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、平成31年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成31年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
由良町	44.5歳	308,896円	446,333円
団体平均	44.3歳	340,929円	514,169円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

由良町	団体平均
1人当たり平均支給額（平成30年度） 1,544千円	1人当たり平均支給額（平成30年度） 1,525千円
(平成30年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.85月分	(平成30年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.85月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置

イ 退職手当（平成31年4月1日現在）

由良町			団体平均		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（割増率2～4.5%）			定年前早期退職特例措置（割増率2～4.5%）		
(退職時特別昇給	無)		(退職時特別昇給	無)	
1人当たり平均支給額	－ 千円		1人当たり平均支給額	33,114千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、4職員手当の状況(2)退職手当と同じ平均額としています。

ウ 地域手当（平成31年4月1日現在）

制度なし

エ 特殊勤務手当（平成31年4月1日現在）

支給実績（平成30年度決算）	－	千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算）	－	円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成30年度）	－	%
手当の種類（手当数）	－	

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成30年度決算）	171千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算）	86千円
支給実績（平成29年度決算）	395千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）	99千円

カ その他の手当（平成31年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成30年度 決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成30年度決算)
扶養手当	○配偶者 6,500 円 ○子 10,000 円 ○父母等 6,500 円 ○満16歳から 5,000 円 満22歳の子	同じ	—	576千円	288,000円
住居手当	月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に対して、家賃に応じて支給 (27,000円限度)	同じ	—	318千円	318,000円
通勤手当	○交通機関を利用して通勤している職員に対して、月額最高55,000円 ○交通用具を利用して通勤している職員に対して、2,000円から20,900円まで、四輪の場合は2,500円から20,000円まで。	異なる	使用距離の区分及び支給額	108千円	54,000円
管理職手当	○参事・課長（6級）の職員に40,000円 ○課長（5級）、会計管理者の職員に30,000円 ○副課長（5級）の職員に24,000円 ○副課長（4級）の職員に20,000円 ○課長補佐の職員に18,000円	異なる	定額支給	576千円	288,000円
休日勤務手当	祝日法による休日等において正規の勤務時間中に勤務した職員に対して、一時間当たりの給与額×1.35×次関数	同じ	—	0千円	0円
夜勤手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に対して1時間当たりの給与額×0.25×時間数	同じ	—	0千円	0円
宿日直手当	宿日直勤務をした場合、1回につき4,200円	同じ	—	0千円	0円
管理職特別勤務手当	職務の級が4級以上の職員が週休日又は祝日法による休日等及び年末年始の休日等に勤務した場合、4時間を超えた時5,000円、4時間以下の場合、2,500円	異なる	支給単価及び時間区分	84千円	42,000円